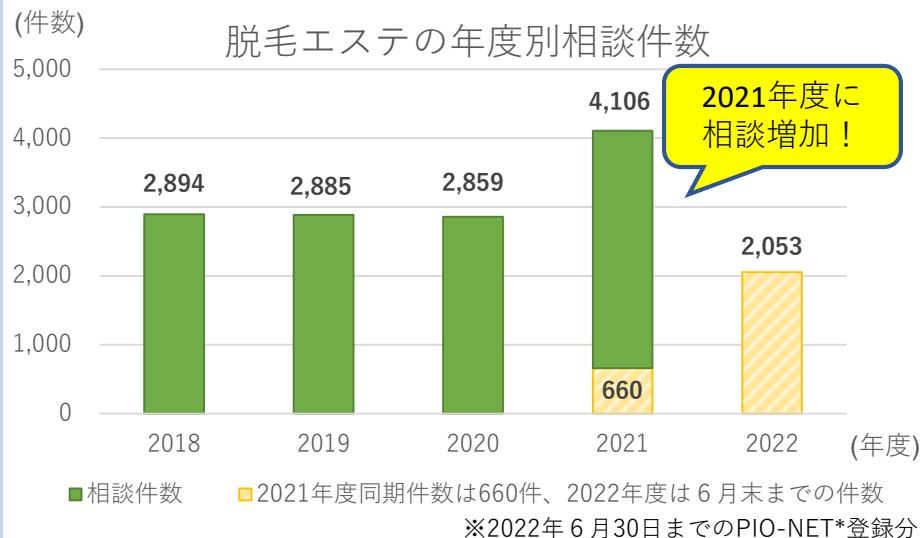


男性も増加！脱毛エステのトラブル

【事例1】広告のコースを希望したが、高額コースに...

「ひげ脱毛が月額約1,000円」という広告を見て、エステサロンでそのコースを希望したが、約50万円のコースを勧められ、「納得のいく脱毛をする場合は、これぐらいの料金がかかる」と言われ、契約してしまった。学生のため支払っていくことが難しく、クーリング・オフしたい。

(20歳代 男性 学生)



【事例2】体験後に強引に契約を迫られ...

脱毛エステの体験に行き、担当者から契約を勧められた。自分は体験だけのつもりだと断ったが、「信販会社からハガキが届いたときに解約すれば費用なしで解約できる」と強引に勧誘され、契約してしまった。ハガキが届いたため、エステ店に連絡すると、「クーリング・オフ期間が過ぎていたため、解約には手数料がかかる」と言われた。担当者の説明と違うため納得できない。

(20歳代 男性 学生)



トラブルに遭わないためのポイント

- 「お試し施術」「月額〇〇〇円」など低価格の広告をうのみにしない
- 強引に契約を迫られてもきっぱりと断る
- クーリング・オフできる場合があります
- 少しでも不安に思ったら早めに消費者ホットライン「188」番に相談

成年年齢引下げにより、18歳・19歳でも一人で契約できる半面、未成年であることを理由に契約を一方的にやめることはできなくなりました。契約は慎重にしましょう。